

表 3

1 対象事業所・施設（※1, 2）	2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
療養介護	200	事業所	2（2）ウ補助対象経費のとおり	10分の10
生活介護				
自立訓練（機能訓練）				
自立訓練（生活訓練）				
就労移行支援				
就労継続支援A型				
就労継続支援B型				
就労定着支援				
自立生活援助				
児童発達支援				
医療型児童発達支援				
放課後等デイサービス				
短期入所				
居宅介護				
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
居宅訪問型児童発達支援				
保育所等訪問支援				
計画相談支援				
地域移行支援				
障がい児相談支援				

（※1） 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

（※2） 多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。